

2024年3月 No.186

フィリピン

個人情報保護法における「正当な利益」に基づく個人情報のデータ処理に係るガイドラインの施行

弁護士 村瀬 啓峻

1. はじめに

フィリピンでは2012年に包括的な個人情報保護法（Data Privacy Act）が制定され、2017年よりその施行規則が施行されている。2023年12月13日に個人情報のデータ処理の適法化根拠の一つである「正当な利益」に関するガイドライン（NPC Circular No. 2023 - 07）（以下「本ガイドライン」という。）が制定され、2024年1月14日に施行された。本ガイドラインでは、「正当な利益」に基づくデータ処理の要件、「正当な利益」に基づき個人情報を処理する場合の記録義務等が規定されており、実務上の重要性が高いと考えられる。本稿ではその概要を述べる。

2. 適法化根拠

個人情報のデータ処理（取得、記録、保管、変更、使用又は消去等を含むがこれらに限られない。個人情報保護法3条(j))にあたっては、適法化根拠が必要である¹（個人情報保護法12条）。フィリピン個人情報保護法における適法化根拠は、欧州一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）に規定される適法化根拠の内容とも類似する。本ガイドラインは、適法化根拠の一つである個人情報保護法12条(f)に規定する「正当な利益」の解釈指針を示すものである。

3. 「正当な利益」に依拠できる場面

「正当な利益」は、個人情報（personal information）のデータ処理の根拠とすることができるが、センシティブ個人情報（sensitive personal information）²（個人情報保護法3条(l))のデータ処理の根拠として使用するこ

¹ 法定の適法化根拠は以下のとおりである。

- データ主体からの同意がある場合
- データ主体との契約の実現に必要なかつ関連している場合、又は契約の締結に先立ちデータ主体からの要請がある場合
- データ管理者が負う法的義務を遵守するために必要である場合
- データ主体の生命や健康に関わる重要な利益を保護するために必要である場合
- 国家の緊急事態に対応するため、公共の秩序及び安全上の要求を遵守するため、又は、政府機関の機能を遂行するために必要である場合
- データ管理者又はデータが開示される第三者によって追求される「正当な利益」のために必要である場合（但し、フィリピン憲法において保護されるデータ主体の基本的権利及び自由が当該利益に優先する場合を除く。）

² センシティブ個人情報は、①人種、民族、結婚歴、年齢、肌の色、宗教、思想又は政治的所属に関する個人情報、②健康、教育、遺伝、性生活又は犯罪歴に関する個人情報、③(i)社会保障番号、(ii)過去又は現在の健康記録、(iii)免許証又はその拒否、一時停止若しく

とはできない。また、誰の「正当な利益」が必要かについては、データ管理者又はデータが開示される第三者の「正当な利益」が必要とされている。ここでいう第三者とは、個人情報が開示される自然人又は法人のうち、データ管理者、データ処理者又はデータ主体ではない者を指す。

4. 「正当な利益」に基づくデータ処理の要件

「正当な利益」に基づき個人情報を処理しようとするデータ管理者は、その妥当性について、自らその評価を行わなければならない。その際には、目的テスト、必要性テスト及びバランステストの3つの観点からの評価を行う。この点においても GDPR の判断枠組みと類似している。

目的テストにおいては、正当な利益が明確に確立されていることを確認する（本ガイドライン 5 条）。具体的には、正当な利益は、明確に定義された具体的なものでなければならず、漠然としたものであってはならない³。また、その目的は、法律、道徳又は公序良俗に反してはならない。

必要性テストにおいては、正当な利益を実現するための手段が必要かつ適法であることを確認する（本ガイドライン 6 条）。正当な利益を実現するための手段は、比例原則に従い、特定された目的との関連において、十分、適切かつ必要であり、また、過度であってはならない。

バランステストにおいては、データ管理者又は第三者が追求する正当な利益とデータ主体の基本的権利及び自由を比較考量する（本ガイドライン 7 条）。その際には、データ管理者は、(i)データ処理活動により生じるデータ主体に及ぼす影響及び効果、(ii)特定のデータ処理活動に関する個人情報を保護するために、又は特定のデータ処理活動がデータ主体に及ぼす影響及び効果を軽減するために実施される措置、(iii)目的を達成するための他の手段の利用可能性及び(iv)データ主体の個人情報のデータ処理に対する合理的な期待等を考慮する。

5. 記録義務

データ管理者は、「正当な利益」に基づく個人情報のデータ処理に必要な 3 つの要件をどのように満たすのかを文書化し、記録することが求められる（本ガイドライン 8 条）。但し、その記録に関して所定の書式はなく、電子メールでのやりとりであっても、当該電子メールが上記 3 要件を証明している場合には証拠として利用できる。また、データ管理者は、継続的に「正当な利益」に基づく個人情報のデータ処理を行っている場合には、その遵守状況を定期的に評価しなければならないとされている。なお、個人情報保護法を管轄する国家プライバシー委員会（National Privacy Commission）は、調査の際に、「正当な利益」に関する評価記録の提出をデータ管理者に求めることができる。

6. おわりに

本ガイドラインは、2023 年 12 月 13 日に制定され、2024 年 1 月 14 日に施行された。本ガイドラインはあくまでも通達という位置付けであるものの、本ガイドラインに違反した場合には、個人情報保護法やその施行規則の規定に従い、罰則の対象になり得る点に留意が必要である（本ガイドライン 14 条）。もっとも、記録義務に関して

は取り消し及び(iv)納税申告書を含むがこれらに限られない、政府機関から特定の個人に対して発行される個人情報並びに④行政命令又は国会の行為によって特に機密扱いとされた個人情報をいう。

³ 本ガイドライン上、「正当な利益」の具体例は明記されていないが、GDPR における「正当な利益」の例が参考になる。GDPR では、顧客管理、ダイレクトマーケティング、データセキュリティの確保等を目的とするデータ処理については「正当な利益」があるとされている。

は 90 日間の猶予期間が設けられている。したがって、「正当な利益」を根拠にデータ処理を行う場合には、2024 年 4 月 14 日からその評価過程を記録する必要がある⁴。フィリピン個人情報保護法は歴史が浅く、「正当な利益」の具体的な判断が十分に集積されているとは言えない。本ガイドラインが施行されたことにより、明確化した部分もあるが、今後どのような実務の運用がなされていくのかを引き続き注視する必要がある。

⁴ なお、透明性の原則（すべてのデータ処理活動の透明性を維持し、自らの個人情報がどのように処理されているかについてデータ主体が知り得るようにしなければならないデータ管理者の責任原則をいう。）に従って、データ管理者はデータ主体にデータ処理の根拠を通知する義務を負っているところ（個人情報保護法 16 条）、「正当な利益」に基づくデータ処理の場合でもかかる通知義務を引き続き負う点に留意が必要である。また、目的テストとの関係で、その確立された正当な利益の内容もデータ主体に通知されなければならないとされている。

[執筆者]



村瀬 啓峻（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd. 弁護士）

hirotaka_murase@noandt.com

2016年に長島・大野・常松法律事務所に入所。入所以降、M&A・コーポレート案件を中心に国内外の企業法務全般に従事。2023年にバージニア大学ロースクール（LL.M.）修了。フィリピンの最大手法律事務所である ACCRALAW での執務を経て、2024年1月よりバンコクオフィスに勤務。現在は、フィリピン及びタイを含む東南アジア諸国への日本企業の進出支援、並びに在フィリピン及び在タイ日系企業への一般企業法務及び M&A のサポートを中心に幅広く企業法務に関与している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、newsletter-asia@noandt.comまでご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いします。